

東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置
(改定版)

公益財団法人日本体育協会

「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」（以下「本特例」という。）について、以下のとおり定める。

1. 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2. 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の適用期間】

第73回国民体育大会（福井県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成23年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 災害が発生しなかったと仮定した場合、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以前から当該大会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

- 1) 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、当該大会の前々回大会または前回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の適用期間】

第73回国民体育大会（福井県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成23年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

- ② 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が当該大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本体育協会(以下「日体協」という。)が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

- 2) 本項 1) を適用して避難等による移動先の都道府県から当該大会の前回大会または当該大会に参加した者が、当該大会の次回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

① 卒業中学校または卒業高等学校の所在地

② 災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

平成23年度から平成24年度までに、避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者。

3. 特例の適用に係る手続き

- (1) 本特例の適用を受けて参加する者の所属となる都道府県競技団体は、所定の様式1を所属となる都道府県体育(スポーツ)協会へ提出する。

- (2) 所属となる都道府県体育(スポーツ)協会は、(1)により提出された内容を確認の上、所定の様式2に様式1の写しを添えて、以下のとおり提出する。

1) ブロック大会

ブロック大会実施競技の本特例適用者(都道府県予選会参加者含む)について、各競技参加申込締切日までに当該ブロック大会開催県へ提出する。

2) 本大会

全競技の本特例適用者(都道府県予選会参加者含む)について、各競技参加申込締切日までに日体協へ提出する。

- (3) 日体協は、提出内容を取りまとめの上、都道府県体育(スポーツ)協会、中央競技団体等関係各機関・団体へ通知する。

4. その他

本特例に定めのない事項及び特例期間の延長等については、必要に応じ国民体育大会委員会において検討を行うものとする。

附則

- (1) 本特例は、平成 23 年 4 月 26 日に制定、施行し、第 66 回本大会及び第 67 回冬季大会から適用する。
- (2) 本特例第 2 項(3)の「ふるさと選手制度（追加）」及び、同項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 67 回本大会及び第 68 回冬季大会）」については、平成 23 年 12 月 15 日に改定、第 67 回冬季大会終了後に施行する。
- (3) 本特例第 2 項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 68 回本大会及び第 69 回冬季大会）」及び同項(3)の「ふるさと制度に係る卒業対象年度」については、平成 24 年 12 月 20 日に改定、第 68 回冬季大会終了後に施行する。
- (4) 本特例第 2 項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 69 回本大会）」及び同項(3)の「ふるさと制度に係る卒業対象年度」については、平成 25 年 12 月 12 日に改定、第 69 回冬季大会終了後に施行する。
- (5) 本特例は、平成 26 年 6 月 12 日に改定、施行する。
- (6) 本特例は、平成 26 年 8 月 28 日に改定、施行する。
- (7) 本特例は、平成 27 年 3 月 12 日に改定、施行する。
- (8) 本特例は、平成 28 年 3 月 3 日に改定、施行する。
- (9) 本特例は、平成 28 年 12 月 16 日に改定、施行する。

第71回国民体育大会（冬季大会含）における競技会棄権理由一覧

【第71回国民体育大会冬季大会（岩手県）】

No.	都道府県	競技	棄権理由
1	北海道	スキー	ケガのため
2	北海道	スキー	体調不良のため
3	岩手県	スキー	体調不良のため
4	岩手県	スキー	体調不良のため
5	宮城県	スキー	一身上の都合
6	秋田県	スケート	ケガのため
7	福島県	スキー	国際大会出場のため
8	福島県	スキー	ケガのため
9	栃木県	スキー	一身上の都合
10	群馬県	スキー	ケガのため
11	埼玉県	スキー	ケガのため
12	神奈川県	スキー	一身上の都合
13	神奈川県	スキー	一身上の都合
14	神奈川県	スケート	国際大会出場のため
15	神奈川県	スケート	国際大会出場のため
16	山梨県	スキー	体調不良のため
17	山梨県	スケート	体調不良のため
18	山梨県	スケート	体調不良のため
19	新潟県	スキー	ケガのため
20	長野県	スキー	ケガのため
21	三重県	スキー	ケガのため
22	三重県	スキー	ケガのため
23	岐阜県	スキー	国際大会出場のため
24	滋賀県	スキー	ケガのため
25	奈良県	スキー	ケガのため
26	鳥取県	スキー	体調不良のため
27	広島県	スキー	ケガのため
28	福岡県	スキー	ケガのため
29	福岡県	スキー	ケガのため
30	福岡県	スキー	ケガのため

【第71回国民体育大会（岩手県）】

No.	都道府県	競技	棄権理由
1	北海道	陸上競技	ケガのため
2	北海道	サッカー	ケガのため
3	北海道	ボクシング	体調不良のため
4	北海道	ハンドボール	ケガのため
5	北海道	ハンドボール	一身上の都合
6	北海道	ハンドボール	一身上の都合
7	宮城県	陸上競技	ケガのため
8	宮城県	陸上競技	体調不良のため
9	宮城県	陸上競技	ケガのため
10	福島県	陸上競技	他種目出場のため
11	福島県	陸上競技	他種目出場のため
12	福島県	トライアスロン	体調不良のため
13	茨城県	陸上競技	ケガのため
14	茨城県	陸上競技	体調不良のため
15	群馬県	陸上競技	体調不良のため
16	埼玉県	陸上競技	ケガのため
17	埼玉県	自転車	国際大会出場のため
18	千葉県	水泳（競泳）	ケガのため
19	千葉県	ボクシング	体調不良のため
20	東京都	陸上競技	体調不良のため
21	東京都	陸上競技	他種目出場のため
22	東京都	陸上競技	他種目出場のため
23	東京都	陸上競技	体調不良のため
24	東京都	陸上競技	他種目出場のため
25	神奈川県	陸上競技	ケガのため
26	神奈川県	ボクシング	ケガのため
27	山梨県	陸上競技	ケガのため
28	山梨県	陸上競技	ケガのため
29	山梨県	ボート	一身上の都合
30	新潟県	レスリング	一身上の都合

【第71回国民体育大会（岩手県）】

No.	都道府県	競技	棄権理由
31	新潟県	セーリング	ケガのため
32	新潟県	セーリング	ケガのため
33	長野県	自転車	ケガのため
34	富山県	陸上競技	ケガのため
35	富山県	陸上競技	ケガのため
36	石川県	レスリング	体調不良のため
37	福井県	水泳（OWS）	ケガのため
38	福井県	ソフトボール	一身上の都合
39	静岡県	水泳（競泳）	ケガのため
40	静岡県	水泳（競泳）	ケガのため
41	静岡県	ボクシング	国際大会出場のため
42	静岡県	レスリング	ケガのため
43	静岡県	レスリング	一身上の都合
44	岐阜県	陸上競技	他種目出場のため
45	岐阜県	馬術	馬のケガのため
46	滋賀県	陸上競技	ケガのため
47	滋賀県	陸上競技	体調不良のため
48	滋賀県	自転車	ケガのため
49	滋賀県	相撲	ケガのため
50	京都府	陸上競技	体調不良のため
51	京都府	陸上競技	ケガのため
52	京都府	陸上競技	体調不良のため
53	京都府	陸上競技	体調不良のため
54	京都府	トライアスロン	ケガのため
55	大阪府	陸上競技	体調不良のため
56	奈良県	陸上競技	ケガのため
57	奈良県	陸上競技	ケガのため
58	奈良県	相撲	体調不良のため
59	奈良県	馬術	ケガのため
60	島根県	水泳（競泳）	リレーメンバーのケガのため
61	島根県	レスリング	一身上の都合
62	岡山県	陸上競技	リレーメンバーの体調不良のため
63	岡山県	ウェイトリフティング	ケガのため

No.	都道府県	競技	棄権理由
64	広島県	陸上競技	ケガのため
65	山口県	陸上競技	ケガのため
66	香川県	カヌー	ケガのため
67	香川県	空手道	ケガのため
68	徳島県	陸上競技	体調不良のため
69	徳島県	陸上競技	体調不良のため
70	愛媛県	馬術	一身上の都合
71	高知県	セーリング	一身上の都合
72	高知県	馬術	馬のケガのため
73	高知県	馬術	馬のケガのため
74	高知県	馬術	馬のケガのため
75	福岡県	ボクシング	国際大会出場のため
76	長崎県	レスリング	ケガのため
77	大分県	陸上競技	ケガのため
78	宮崎県	陸上競技	ケガのため
79	宮崎県	トライアスロン	ケガのため
80	鹿児島県	陸上競技	ケガのため

参加資格違反について

【事案 ①】

1. 対 象 者：森本 嘉一（もりもと よしかず）
2. 都道府県：高知県
3. 競 技：ハンドボール競技（成年男子種別）・監督
4. 概 要：

(1) 大会・成績等：第 71 回大会四国ブロック大会・参加申込み

当該選手は、第 71 回大会四国ブロック大会の参加にあたり、監督として参加申込みを行った。

(2) 違反が判明した経緯・違反内容：

参加申込み終了後、当該監督の参加資格のうち「日本体育協会公認ハンドボール指導員」資格の保有について疑義が生じたため事実確認を行った結果、当該資格の有効期限が、2015 年 9 月 30 日であったことが判明、以下に示した規定を満たしていないことから参加資格に違反していたと認められる。

〈規定〉「第 71 回国民体育大会実施要項 総則」

第 5 項 「参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」（一部省略）

(1) 参加資格

ク「上記のほか、監督については公益財団法人日本体育協会（「以下「日本体育協会」という。」公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

【事案 ②】

1. 対 象 者：仁木 大輔（にき だいすけ）
2. 都道府県：高知県
3. 競 技：ハンドボール競技（成年女子種別）・監督
4. 概 要：

(1) 大会・成績等：第 71 回大会四国ブロック大会・参加申込み

当該選手は、第 71 回大会四国ブロック大会の参加にあたり、監督として参加申込みを行った。

(2) 違反が判明した経緯・違反内容：

参加申込み終了後、当該監督の参加資格のうち「日本体育協会公認ハンドボール指導員」資格の保有について疑義が生じたため事実確認を行った結果、当該資格の有効期限が、2015 年 9 月 30 日であったことが判明、以下に示した規定を満たしていないことから参加資格に違反していたと認められる。

〈規定〉「第 71 回国民体育大会実施要項 総則」

第 5 項 「参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」（一部省略）

(1) 参加資格

ク「上記のほか、監督については公益財団法人日本体育協会（「以下「日本体育協会」という。」公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(3) 競技会前の処分：

【 事案 ③ 】

1. 対 象 者：青木 大樹（あおき だいき）
2. 都道府県：沖縄県
3. 競 技：ラグビーフットボール競技（成年男子種別）・監督（兼任）
4. 概 要：

(1) 大会・成績等：第 71 回大会九州ブロック大会・参加申込み

当該選手は、第 71 回大会九州ブロック大会の参加にあたり、監督（兼任）として参加申込みを行った。

(2) 違反が判明した経緯・違反内容：

参加申込み終了後、当該監督の参加資格のうち「日本体育協会公認ラグビーフットボールコーチ」資格の保有について疑義が生じたため事実確認を行った結果、当該資格を保有していないことが判明、以下に示した規定を満たしていないことから参加資格に違反していたと認められる。

〈規定〉「第 71 回国民体育大会実施要項 総則」

第 5 項 「参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」（一部省略）

(1) 参加資格

ク「上記のほか、監督については公益財団法人日本体育協会（「以下「日本体育協会」という。」公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(3) 競技会前の処分：

九州ブロック大会の開始前（競技会前）に違反が判明した

国民体育大会における違反に対する処分に関する規程

第1章 総則

第1条 規程の対象となる違反

この規程は、国民体育大会（以下「国体」という。）において次の違反が発生した場合の手続き及び処分内容等について定める。

- (1) 参加資格に係る違反（以下「参加資格違反」という。）：国体開催基準要項細則第3項に係る違反
- (2) アンチ・ドーピング規則に対する違反（以下「ドーピング規則違反」という。）：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める日本アンチ・ドーピング規程第2条に定める内容に係る違反

第2条 適用範囲

原則として、違反を犯した当該選手・監督等（以下、「当該者」という）・チームに対して本規程を適用する。

ただし、違反の内容及び違反に至った経過において、明らかに意図的あるいは計画的で悪質と判断した場合は、当該者の所属する当該都道府県体育協会及び当該中央競技団体に対して、本規程第5条、第8条、第11条に定める内容のほかに、別途処分を課することができる。

第2章 参加資格違反に関する手続き・処分内容等

第3条 参加資格違反に関する聴聞手続き等

参加資格違反に係

(1) 競技会開始前及び期間中

- 1) 当該者の当該大会への参加を直ちに中止させる。
また、当該者が団体競技に参加している場合、当該チームについても直ちに参加を中止させる。
- 2) 競技会開始前に違反が判明した場合は、当該ブロック内における次順位の選手またはチームが参加できることとする。3) 成績が発生している場合は、当該者・チームの順位・得点等を含む全成績（以下「成績」という。）を抹消する。
- 4) 当該者については、国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。
- 5) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体については、厳重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。

(2) 競技会終了後

- 1) 当該者については、国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。
- 2) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体については、厳重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。
- 3) 当該大会における当該者・チームの成績は抹消した上で、改めて全都道府県の全成績を見直すものとする。

2. 過失による違反の場合

当該者・チームについては、次のとおり取り扱うこととする。

また、処分内容については、当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体に対して注意以上の処分とし、国体委員会で審議の上、決定する。

(1) 競技会開始前

1) 個人競技

- a. 当該者については、当該大会を含む2大会以内の参加禁止処分とする。

(2) 競技会期間中

1) 個人競技

- a. 当該者の当該大会への参加を直ちに中止させ、成績を抹消する。
- b. 当該者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。
- c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督が参加する競技・種別の選手の成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が参加する競技・種別の選手の参加を直ちに中止させる。

2) 団体競技

- a. 当該者の当該大会への参加を直ちに中止させる。
- b. 当該者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。
- c. 当該選手の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において継続して競技会に参加できるものとする。また、その成績も認めるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。
- d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督所属チームの成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの参加を直ちに中止させる。

(3) 競技会終了後

当該者については、次回以降の大会において、2大会以内の参加禁止処分とする。
ただし、成績は訂正しないものとする。

第3章 ドーピング規則違反に関する手続き・処分内容等

第6条 ドーピング規則違反に関する聴聞手続き等

第9条 暫定的資格停止

A 検体によりドーピング規則違反が疑われ、その後のドーピング規則違反の有無が確定するまでの間、JADA は当該者を暫定的に参加資格停止にすることができる。

ただし、団体競技の場合、チームは当該者を除き、当該競技規則の定める範囲内において、継続して競技会に参加できるものとする。

第10条 国体以外の競技会等においてドーピング規則違反が決定した場合の取り扱い

国体以外の競技会検査及び競技会外検査においてドーピング規則違反が決定した場合の、当該者の国体への参加及び国体における成績については以下のとおり取り扱う。

1. 当該者・チームの、次回大会以降の参加の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。
2. 当該者が、規律パネルの決定した成績抹消の対象期間において国体に参加していた場合、規律パネルの決定に基づき、当該者・チームの国体における成績は抹消する。

第4章 競技順位等の取り扱い

第11条 競技順位・得点及び参加得点

1. 本規程第5条の1、第8条の2及び第10条の2に定める違反が確定し、当該者・チームの成績が抹消された場合、順位を確定することができる範囲内において順位を繰り上げ、あらためて競技順位・得点等を確定する。
2. 前項の措置により、当該都道府県からの選手・チームの競技会参加（ブロック大会を含む）が皆無となった場合、その競技における参加得点を抹消する。
3. 競技順位等を訂正する場合は、以下のとおり取り進める。
 - (1) すみやかに競技順位・得点等を確定し、公表する。

第14条 規程の変更

この規程は、国体委員会の議決により変更することができる。

附則

1. 本規程は、平成20年4月25日より施行する。

※ 本規程は、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則（平成15年6月20日制定、平成17年6月1日及び平成19年8月29日改訂）」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定（平成19年3月7日制定）」を統合・整理したものである。このことにより、上記規則、規定は廃止する。

2. 本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
3. 本規程は、平成23年12月15日一部改訂し、同日から施行する。
4. 本規程の平成23年12月15日一部改訂を受けて、当該時点における参加資格違反による国体への参加禁止処分（第5条の2）対象者については、改訂内容を遡って適用することとする（平成24年3月22日国体委員会決定）。
5. 本規程は、平成27年3月12日一部改定し、同日から施行する。
6. 本規程は、平成28年6月17日一部改定し、同日から施行する。

国民体育大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて

公益財団法人日本体育協会

平成 24 年 3 月 22 日

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 5 条の 2 に定める過失による参加資格違反に係る処分内容に関し、当該者の国民体育大会（以下「国体」という。）への参加禁止期間については、下記のとおり取り扱うこととする。

1. 以下に該当する場合は、1 大会の参加禁止とする。

- (1) 「居住地を示す現住所」について、本会が定める「日常生活」の判断基準の要件を満たしていたものの、住所に関する届出等の必要な手続きが行われていなかった場合。
- (2) 「学校所在地」について、「通学」の実態は有していたものの、当該者の在籍する学校が国体参加資格上の要件を満たしていなかった場合。（例：通信制課程に学んでいる者が「学校所在地」を選択していた等）
- (3) その他、手続きの不備や規定の誤認に基づくもので、当該者の過失が軽微であったと認められる場合。

2. 上記 1 に該当しない場合は、2 大会の参加禁止とする。

3. その他

- (1) 各競技団体の定める規定に抵触したことで国体の参加資格を満たすことができなくなった場合は、当該競技団体の処分内容に準じ、参加禁止期間を決定する。
- (2) 「1 大会の参加禁止」となる場合であっても、所属都道府県を移動するにあたっては「例外適用※」を受ける場合を除き 2 大会の間を置かなければならない。

※ 「例外適用」の対象者

- ① 新卒業者
- ② 結婚又は離婚に係

**第72回国民体育大会冬季大会（長野県）
各競技別実施要項の一部変更（アイスホッケー）**

3 各競技実施要項（抜粋）

〔2〕 アイスホッケー競技

現 行	4 競技上の規程及び競技方法 (5) 競技終了時に同点の場合 5分間のサドン・ヴィクトリー方式による4 on 4の延長戦を行う。なお、決しない場合は、3名によるゲーム・ウイニングショットを行う。それでも決しない場合は、1名ずつのサドン・ヴィクトリー方式によるゲーム・ウイニングショットを行う。
修 正 案	4 競技上の規程及び競技方法 (5) 競技終了時に同点の場合 5分間のサドン・ヴィクトリー方式による3 on 3の延長戦を行う。なお、決しない場合は、3名によるゲーム・ウイニングショットを行う。それでも決しない場合は、1名ずつのサドン・ヴィクトリー方式によるゲーム・ウイニングショットを行う。

●変更理由：

国際連盟が導入した競技方法であり、平成28年12月1日以降に開催される大会に適用されるため

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項における第 71 回国民体育大会（岩手県）からの変更点

競 技 名	第 71 回国民体育大会実施要項	第 72 回国民体育大会実施要項
1 陸上競技	9 参加申込み方法 (1) （省略） 注 1 上記アへの申込みは、所定の Web ページ（国民体育大会参加申込受付窓口）へアクセスし、必要項目を入力の上、所属都道府県体育協会を通じて申込み手続を完了すること。 締切期限以降は所定の Web ページ（国民体育大会参加申込受付窓口）へアクセスできなくなるので、締切期限を厳守すること。 また、上記イについては、平成 28 年 8 月 31 日（水）<u>までに</u>書留郵便又は宅配便にて送付すること。	9 参加申込み方法 (1) （省略） 注 1 上記アへの申込みは、所定の Web ページ（国民体育大会参加申込受付窓口）へアクセスし、必要項目を入力の上、所属都道府県体育協会を通じて申込み手続を完了すること。 締切期限以降は所定の Web ページ（国民体育大会参加申込受付窓口）へアクセスできなくなるので、締切期限を厳守すること。 また、上記イについては、平成 29 年 9 月 2 日（土）必着で、書留郵便又は宅配便にて送付すること。

競 技 名	第 71 回国民体育大会実施要項	第 72 回国民体育大会実施要項												
2 水泳	3 種別（種目）及び参加人員 ○ オープンウォータースイミング <table><tr><th>種 別</th><th>監 督</th><th>選 手</th><th>参加都道府県</th><th>計（人）</th></tr><tr><td>男 子</td><td rowspan="2">1</td><td>1</td><td>4 7</td><td rowspan="2">1 4 1</td></tr><tr><td>女 子</td><td>1</td><td>4 7</td></tr></table>	種 別	監 督	選 手	参加都道府県	計（人）	男 子	1	1	4 7	1 4 1	女 子	1	4 7
種 別	監 督	選 手	参加都道府県	計（人）										
男 子	1	1	4 7	1 4 1										
女 子		1	4 7											

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項における第 71 回国民体育大会（岩手県）からの変更点

	開 催 県	岩手	1	1	1
	計		1 6	1 6	2 4

開催県	愛媛	1	1	1
計		1 6	1 6	2 4

競 技 名	第 71 回国民体育大会実施要項						第 72 回国民体育大会実施要項					
4 テニス	1 期 日	平成 28 年 10 月 2 日（日）から 10 月 5 日（水）（4 日間）					1 期 日	平成 29 年 10 月 1 日（日）から 10 月 4 日（水）まで（4 日間）				
	種 別	10 月 2 日（日）	10 月 3 日（月）	10 月 4 日（火）	10 月 5 日（水）		種 別	10 月 1 日（日）	10 月 2 日（月）	10 月 3 日（火）	10 月 4 日	

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項における第 71 回国民体育大会（岩手県）からの変更点

	<table><tr><td>中 国</td><td>鳥取、島根、岡山、広島、山口</td><td><u>4</u></td><td><u>2</u></td><td>5</td><td>5</td></tr><tr><td>四 国</td><td>香川、徳島、愛媛、高知</td><td>3</td><td>2</td><td><u>4</u></td><td><u>4</u></td></tr><tr><td>九 州</td><td>福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄</td><td>5</td><td><u>5</u></td><td>8</td><td>8</td></tr><tr><td>開催県</td><td>岩手</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>3 2</td><td>3 2</td><td>4 7</td><td>4 7</td></tr></table>	中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	<u>4</u>	<u>2</u>	5	5	四 国	香川、徳島、愛媛、高知	3	2	<u>4</u>	<u>4</u>	九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	5	<u>5</u>	8	8	開催県	岩手	1	1	1	1	計		3 2	3 2	4 7	4 7		<table><tr><td>中 国</td><td>鳥取、島根、岡山、広島、山口</td><td>3</td><td>3</td><td>5</td><td>5</td></tr><tr><td>四 国</td><td>香川、徳島、高知</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>九 州</td><td>福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄</td><td>5</td><td>4</td><td>8</td><td>8</td></tr><tr><td>開催県</td><td>愛媛</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>3 2</td><td>3 2</td><td>4 7</td><td>4 7</td></tr></table>	中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	3	3	5	5	四 国	香川、徳島、高知	3	2	3	3	九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	5	4	8	8	開催県	愛媛	1	1	1	1	計		3 2	3 2	4 7	4 7
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	<u>4</u>	<u>2</u>	5	5																																																										
四 国	香川、徳島、愛媛、高知	3	2	<u>4</u>	<u>4</u>																																																										
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	5	<u>5</u>	8	8																																																										
開催県	岩手	1	1	1	1																																																										
計		3 2	3 2	4 7	4 7																																																										
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	3	3	5	5																																																										
四 国	香川、徳島、高知	3	2	3	3																																																										
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	5	4	8	8																																																										
開催県	愛媛	1	1	1	1																																																										
計		3 2	3 2	4 7	4 7																																																										
12 その他 (3) 天候その他により、日程及び競技方法を変更する場合もある。		12 その他 (3) 天候その他により、日程及び競技方法を変更する場合もある。 特に、少年種別については、会場を移動する場合もあるため、コート																																																													

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項における第 71 回国民体育大会（岩手県）からの変更点

	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井	2	2	<u>2</u>	<u>2</u>	2	2	2	<u>2</u>	2	2	2
	東 海	静岡、愛知、三重、岐阜	2	2	<u>1</u>	1	2	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	2	1	<u>2</u>
	近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	3	2	<u>4</u>	2	2	<u>2</u>	<u>2</u>	2	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
	中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	<u>2</u>	<u>2</u>	2	2	2	2	2	<u>2</u>	2	<u>2</u>	2
	四 国	香川、徳島、 <u>愛媛</u> 、高知	1	<u>2</u>	1	1	1	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	1	1	<u>2</u>
	九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	3	3	<u>4</u>	2	4	3	3	3	3	2	3
	開催県												

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項における第 71 回国民体育大会（岩手県）からの変更点

競 技 名	第 71 回国民体育大会実施要項					第 72 回国民体育大会実施要項				
7 ボクシング	4 競技上の規程及び方法 (7) 競技日程					4 競技上の規程及び方法 (7) 競技日程				
	月 日	検 診 ・ 計 量		競技開始時刻		月 日	健 診 ・ 計 量		競技開始時刻	
	10 月 5 日（水）	13：00	検診・計量とも成年女子、少年男子、成年男子の順 監督会議・組合せ抽選会				10 月 4 日（水）	13：00	健診・計量とも成年女子、少年男子、成年男子の順 監督会議・組合せ抽選会</	

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項における第 71 回国民体育大会（岩手県）からの変更点

						ビーチバレー女子	1	2	1 6	4 8								
4 競技上の規程及び方法						4 競技上の規程及び方法（追記） （省略） <ビーチバレーボール> (1) 競技規則 2017 年度 公益財団法人日本バレーボール協会ビーチバレーボール競技規則による。 注 1 競技は全試合 3 セット・マッチとする。 (2) 競技方法 各種別とも予選グループ戦および決勝トーナメント方式とし、3・4 位と 5・7 位決定戦を行う。 (3) チーム名 チーム名は都道府県名とする。したがって、ユニフォームのチーム名も都道府県名とし、企業名などのユニフォームの着用を認めない。												
5 予選方法						5 予選方法 (3) ブロック大会の所属都道府県及びその選抜チーム数は、下表のとおりとする。（追記）												
<table><tr><th>ブロック名</th><th>都 道 府 県 名</th><th>成年男子</th><th>成年女子</th><th>少年男子</th><th>少年女子</th></tr><tr><td>北 海 道</td><td>北海道</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>東 北</td><td>青森、宮城、秋田、山形、福島</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr></tr></table>	ブロック名	都 道 府 県 名	成年男子	成年女子	少年男子	少年女子	北 海 道	北海道	1	1	1	1	東 北	青森、宮城、秋田、山形、福島	2	2	3	3
ブロック名	都 道 府 県 名	成年男子	成年女子	少年男子	少年女子													
北 海 道	北海道	1	1	1	1													
東 北	青森、宮城、秋田、山形、福島	2	2	3	3													

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項における第 71 回国民体育大会（岩手県）からの変更点

<table><tr><td>成 年 男 子 成 年 女 子 少 年 男 子 少 年 女 子</td><td>成 年 女 子 少 年 女 子</td><td>各種別とも 1 位 40 点、2 位 35 点、3 位 30 点、4 位 25 点、5 位（2 チーム）各 17.5 点、7 位（2 チーム）各 7.5 点の競技得点を与える。</td></tr></table>			成 年 男 子 成 年 女 子 少 年 男 子 少 年 女 子	成 年 女 子 少 年 女 子	各種別とも 1 位 40 点、2 位 35 点、3 位 30 点、4 位 25 点、5 位（2 チーム）各 17.5 点、7 位（2 チーム）各 7.5 点の競技得点を与える。	<table><tr><td>成 年 男 子 成 年 女 子 少 年 男 子 少 年 女 子 ビーチバレー 男 子 ビーチバレー 女 子</td><td>成 年 女 子 少 年 女 子 ビーチバレー 女 子</td><td>6 人制種別は 1 位 40 点、2 位 35 点、3 位 30 点、4 位 25 点、5 位（2 チーム）各 17.5 点、7 位（2 チーム）各 7.5 点の競技得点を与える。 ビーチバレー種別は 1 位 24 点、2 位 21 点、3 位 18 点、4 位 15 点、5 位（2 チーム）各 10.5 点、7 位（2 チーム）4.5 点の競技得点を与える。</td></tr></table>			成 年 男 子 成 年 女 子 少 年 男 子 少 年 女 子 ビーチバレー 男 子 ビーチバレー 女 子	成 年 女 子 少 年 女 子 ビーチバレー 女 子	6 人制種別は 1 位 40 点、2 位 35 点、3 位 30 点、4 位 25 点、5 位（2 チーム）各 17.5 点、7 位（2 チーム）各 7.5 点の競技得点を与える。 ビーチバレー種別は 1 位 24 点、2 位 21 点、3 位 18 点、4 位 15 点、5 位（2 チーム）各 10.5 点、7 位（2 チーム）4.5 点の競技得点を与える。
成 年 男 子 成 年 女 子 少 年 男 子 少 年 女 子	成 年 女 子 少 年 女 子	各種別とも 1 位 40 点、2 位 35 点、3 位 30 点、4 位 25 点、5 位（2 チーム）各 17.5 点、7 位（2 チーム）各 7.5 点の競技得点を与える。									
成 年 男 子 成 年 女 子 少 年 男 子 少 年 女 子 ビーチバレー 男 子 ビーチバレー 女 子	成 年 女 子 少 年 女 子 ビーチバレー 女 子	6 人制種別は 1 位 40 点、2 位 35 点、3 位 30 点、4 位 25 点、5 位（2 チーム）各 17.5 点、7 位（2 チーム）各 7.5 点の競技得点を与える。 ビーチバレー種別は 1 位 24 点、2 位 21 点、3 位 18 点、4 位 15 点、5 位（2 チーム）各 10.5 点、7 位（2 チーム）4.5 点の競技得点を与える。									
9 参加申込み方法 (1) 参加申込みは、下記に従い平成 28 年 9 月 1 日（木）までに行うこと。 (2)（省略） (3) 参加申込み締切後の●監督・選手の変更は、疾病・傷害・妊娠など、また、公益財団法人日本バレーボール協会が認めた全日本選手に該当する場合など特別な場合に限り認めるものとし、下線部●に該当する場合は診断書を添付し届出ること。その届出は代表者会議までとする。 提出先			9 参加申込み方法 (1) 参加申込みは、下記に従い平成 29 年 9								

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項における第 71 回国民体育大会（岩手県）からの変更点

	(3) 総合表彰式 日 時 平成 28 年 10 月 5 日（水）午後 3 時 場 所 花巻市総合体育館 第 1 アリーナ 〒025-0066 岩手県花巻市松園町 50 TEL 0198-23-1611 FAX 0198-23-1775	TEL 089-983-4500 FAX 089-983-5729 (3) 総合表彰式 例年行われている総合表彰式を行わず、成績はホームページに掲載し賞状等は郵送させていただきます。
--	--	---

競 技 名	第 71 回国民体育大会実施要項							第 72 回国民体育大会実施要項						
9 体操	5 予選方法 本大会に出場する都道府県代表チームを選出するため、下表によってブロック大会を行う。							5 予選方法 本大会に出場する都道府県代表チームを選出するため、下表によってブロック大会を行う。						
	ブロック名	都 道 府 県 名	成 年 男 子	成 年 女 子	少 年 男 子	少年女子 競 技 新 体								

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項における第 71 回国民体育大会（岩手県）からの変更点

<u>セーリングスピリッツ級 1、4 2 0 級 2、レーザーラジアル級 3 以内とする。</u> (8) 国体ウインドサーフィン級は、1 つのボードに 2 枚のセールの使用が許可され、マストの本数は制限しない。 (9) <u>計測時に艇は出来る限り乾燥した状態であること。</u> (10) 計測済みの艇及びボード等に、破損その他事故が生じたときは、レース委員会の承認により、改めて計測を受けたものに限り、使用を許されることがある。 (11) レース艇の損傷等については、レース委員会の承認後、各都道府県の責任において対応する。 <u>(12) 艇及びボードの計測後の改造は許されない。</u> <u>(13)</u> 各種目のセールには、クラスや国籍を示す記号、セール番号の他に県名と県番号を付けていなければならない。県名（片面・スターボード側）は、4 7 0 級、セーリングスピリッツ級、4 2 0 級は 1 字 450 mm×450 mm で太さ 40 mm、国体ウインドサーフィン級、レーザー級、レーザーラジアル級は 1 字 380 mm×380 mm で太さ 32 mm 、県番号（両面・スターボード側上位）は、1 字 270 mm ×150 mm で太さ 40 mm とし、色は黒色でほぼ一定の太さのラインで書かれたものであること。 ただし、国体ウインドサーフィン級及びセーリングスピリッツ級（マイラーセール使用）のセールは、実行委員会が用意する白地のセールクロスの上に、県番号を貼付しなければならない。 または、県番号が表示してある場合はセールの裏面に白地のセールクロスを貼ってもよい。白地のセールクロスは受付時に配布する。 <u>(14)</u> 成年女子国体ウインドサーフィン級、成年女子レーザーラジアル級、少年女子 4 2 0 級は、<u>開催地実行委員会</u>が用意する赤色でひし形（一辺 150mm 以上）の識別マークを両面の同じ位置に表示しなければならない。赤色でひし形の識別マークは、受付時に配布する。	<
---	---

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項における第 71 回国民体育大会（岩手県）からの変更点

				5～8 位決定戦 決 勝			
	ポイント・レース (成年男子・少年男子)			予 選	決 勝		
	スクラッチ (成年男子・少年男子・女子)			予 選	決 勝		
	4 kmチーム・パーシュート (男子)	予 選	決 勝				
	チーム・スプリント (男子・女子)	予 選	決 勝				
3 種別及び参加人員							
種別	種 目		監督	メカニシャン	選 手		参加都道府県 合計(人)
成年男子	ロード・レース	個人ロード・レース (130.8 km)	1		< 2 >	5 (4)	
	トラック・レース	1 km タイムトライアル			1		
		ケ					

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項における第 71 回国民体育大会（岩手県）からの変更点

近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	1 0	8	9	2	1 1	2 9	2 0	1	2 1
中 国	鳥取、島根、広島、岡山、山口	9	7	8	2	1 0	2 6	1 7	1	1 8
四 国	香川、徳島、愛媛、高知	7	5	6	2	8	2 0	1 4	1	1 5
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	1 3	1 1	1 2	2	1 4	3 8	2 5	2	2 7
開催県	岩手	4	3	3	2	5	1 2	1 2	1	1 3
計		8 4	6 7	7 4	2 0	9 4	2 4 5	1 6 8	1 2	1 8 0

ウ 各種目別出場基準

種 目 ブロック名	標準障害飛越競技、ダービー競技 スピードアンドハンディネス競技 国体総合馬術競技、六段障害飛越競技 トップスコア競技、二段階障害飛越競技 リレー競技	馬場馬術競技	少 年 団体障害飛越競技
北海道			

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項における第 71 回国民体育大会（岩手県）からの変更点

競 技 名	第 71 回国民体育大会実施要項					第 72 回国民体育大会実施要項				
29 山岳	5 予選方法 (4) ブロック大会区分及び代表チーム数は、下表のとおりとする。					5 予選方法 (4) ブロック大会区分及び代表チーム数は、下表のとおりとする。				
	ブロック名	都 道 府 県 名	成年 女子	少年 男子	少年 女子	ブロック名	都 道 府 県 名	成年 女子	少年 男子	少年 女子
	北海道	北海道	1	1	1	北海道	北海道	1	1	1
	東 北	青森、宮城、秋田、山形、福島	2	<u>2</u>	2	東 北	青森、 岩手 、宮城、秋田、山形、福島	2	3	2
	関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	<u>3</u>	3	3	関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	2	3	3
	北信越									

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項における第 71 回国民体育大会（岩手県）からの変更点

	長等)、審判員、参加チーム監督・選手名等を記載した予選会報告書を公益社団法人全日本銃剣道連盟に提出しなければならない。 (3) ブロック大会区分及び選出チームは、下表のとおりとする。 <table><tr><th>ブロック名</th><th>都 道 府 県 名</th><th>少年男子</th></tr><tr><td>北 海 道</td><td>北海道</td><td>1</td></tr><tr><td>東 北</td><td>青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島</td><td>2</td></tr><tr><td>関 東</td><td>茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨</td><td>2</td></tr><tr><td>北 信 越</td><td>新潟、長野、富山、石川、福井</td><td>1</td></tr><tr><td>東 海</td><td>静岡、愛知、三重、岐阜</td><td>1</td></tr><tr><td>近 畿</td><td>滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山</td><td>1</td></tr><tr><td>中 国</td><td>鳥取、島根、岡山、広島、山口</td><td>1</td></tr><tr><td>四 国</td><td>香川、徳島、高知</td><td>1</td></tr><tr><td>九 州</td><td>福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄</td><td>2</td></tr><tr><td>開 催 県</td><td>愛媛</td><td>1</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>13</td></tr></table> (4) 予選は、成年、少年とも 8 月末日までに終了すること。 6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準 総則 5 に定めるもののほか、次による。 監督は、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づく、公認銃剣道指導員、公認銃剣道上級指導員いずれかの資格を有する者であること。 7 総合成績決定方法 総合成績(天皇杯得点)は、成年、少年の競技得点と参加得点の合計とし、その得点の多い都道府県順に順位を決定する。ただし、同点の場合は、その順位を共有	ブロック名	都 道 府 県 名	少年男子	北 海 道	北海道	1	東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2	関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	2	北 信 越	新潟、長野、富山、石川、福井	1	東 海	静岡、愛知、三重、岐阜	1	近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	1	中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	1	四 国	香川、徳島、高知	1	九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2	開 催 県	愛媛	1	計		13
ブロック名	都 道 府 県 名	少年男子																																			
北 海 道	北海道	1																																			
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2																																			
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	2																																			
北 信 越	新潟、長野、富山、石川、福井	1																																			
東 海	静岡、愛知、三重、岐阜	1																																			
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	1																																			
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	1																																			
四 国	香川、徳島、高知	1																																			
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2																																			
開 催 県	愛媛	1																																			
計		13																																			

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項における第 71 回国民体育大会（岩手県）からの変更点

	ること。 (2) 締切期限以降は、所定の Web ページ（国民体育大会参加申込受付窓口）へアクセスできなくなるので、締切期限を厳守すること。 (3) 参加申込み締切後の選手変更は、疾病、傷害等特別な場合に限り認めるものとし、その取り扱いについては次のとおりとする。 ア 提出期日 監督会議開催前までとする。 イ 提出先 (7) 〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園 2 番 3 号 公益財団法人日本武道館内 公益社団法人全日本銃剣道連盟 TEL 03-3201-1020 FAX 03-3201-1050 (イ) 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2 ^{えがお}愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会事務局 (愛媛県えひめ国体推進局国体競技式典課競技グループ) TEL 089-947-5622 FAX 089-947-5721 (ウ) 〒791-0292 愛媛県東温市見奈良 530 番地 1 ^{えがお}愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会東温市実行委員会事務局 TEL 089-964-4473 FAX 089-964-4447 なお、公益財団法人日本体育協会に対しては、大会終了後、別途、所定の手続きにより参加申込み情報を修正すること。 10 その他 (1) 組合せ抽選会 日 時 平成 29 年 9 月 8 日（金） 午前 10 時 場 所 公益社団法人全日本銃剣道連盟 〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園 2 番 3 号 公益財団法人日本武道館内 TEL 03-3201-1020 FAX 03-3201-1050 (2) 審判会議 日 時 平成 29 年 10 月 6 日（金） 午後 4 時 30 分 場 所 調整中東温市中央公民館 〒791-02
--	---

第 72 回国民体育大会（愛媛県）各競技実施要項における第 71 回国民体育大会（岩手県）からの変更点

競 技 名	第 71 回国民体育大会実施要項	第 72 回国民体育大会実施要項
公開競技 4 グラウンド・ ゴルフ	11 個人情報の取り扱いについて <u>県委員会の定める、大会実施要項総則を参照すること。</u>	11 個人情報の取り扱いについて 参加申込書（同意書を含む）に記載された個人情報については、以下の愛媛^{えがお}つなぐえひめ国体に関する業務に使用する。また、申込み時点で本人の同意が得られたこととする。 (1) 愛媛^{えがお}つなぐえひめ国体参加意思及び参加人数の確認 (2) 競技参加資格の確認（年齢、性別、所属、保護者の同意など） (3) 参加案内等の送付 (4) 競技別プログラムの作成 (5) 賞状等の筆耕 (6) 競技の結果、映像、写真の記録業務への使用及び広報誌、インターネット等への掲載

第 72 回国民体育大会 入場料金について

1. 総合開会式及び総合閉会式入場料金

スタンド区分	料 金		
	総合開会式		総合閉会式
	おとな (中学生以上)	こども (小学生以下)	
全 席	1, 0 0 0 円	5 0 0 円	無 料

2. 競技会入場料金

競技名	会場地	料金		
		一般	高校生以下	障がい者
高等学校野球 (硬式)	松山市	6 0 0 円	無 料	無 料 ※証明書提示

第 7 3 回国民体育大会冬季大会スケート競技会（山梨県）宿泊料金

1 宿泊料金

区分	消費税	宿泊料金		備考
		1 泊 2 食	素泊まり	
営業施設	税抜	6,000 円～ 13,000 円	4,200 円～ 9,100 円	通常のサービス・奉仕料及び暖房料を含む。
	税込	6,480 円～ 14,040 円	4,536 円～ 9,828 円	

- ※ 1 「1 泊 2 食」宿泊料金は 500 円刻み（税抜）とする。
- ※ 2 入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。
- ※ 3 宿泊とは、入宿日の 15 時から出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。ただし、欠食控除については宿泊要項において定める。
- ※ 4 「素泊まり」料金は「1 泊 2 食」料金の 70%相当とする。

2 昼食（弁当）料金

消費税	昼食（弁当）料金	備考
税抜	900 円以内	お茶を含む。
税込	972 円以内	

